○国土交通省告示第二百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

こべ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡松川村

字瀧ノ沢　三五〇六番　一号及び六号

三五一二番　二号

三五一三番　三号

字左坪　三五二一番口　四号

三五二一番イ　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

源ヶ洞沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千四百五十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第五百十七号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

長野県上伊那郡宮田村

一〇九三番一　一号及び二号

一三五七番六　三号

一三三六番七　四号及び五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鷹の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下伊那郡高森町大島山

八八番一　一号

七三番　二号

七一番一　三号

八五番　四号から七号まで

九二番　八号及び九号

九〇番一　十号から十二号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と七号を結んだ線から標柱八号と九号を結んだ線までの区間の河川敷及び河内川の官民境界線から左岸三十メートル右岸四十メートルまでの土地の区域

長野県下伊那郡阿智村伍和

五〇四四番一八　一号

五〇五三番五　二号

五〇五三番二　三号

五二六一番六　四号

四九七八番九　五号

七五六五番五〇二　六号

四九五二番　七号

四九七三番一　八号

四九七四番三〇　九号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の河川敷及び栗代川の官民境界線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

長野県下伊那郡阿智村浪合

六一〇番一　一号

一七番五七三　二号

一七番五七四　三号

一七番六四四　四号

一七番七七四　五号

六〇三番一　六号

九九三番一七　七号

六八五番三　八号

○国土交通省告示第二百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢ヶ谷川左支渓三及び矢ヶ谷川右支渓一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区大町西一丁目一〇〇番二四四地内四等三角点清水谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成二十年国土交通省告示第千百三十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から二十二号までを順次結んだ線、標柱二十二号と二十三号を平成十九年国土交通省告示第千百二十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十三号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇六度三四分一〇秒　三二〇・五一四メートルの地点　一号

標柱一号から三〇〇度一三分三一秒　三・四三三メートルの地点　二号

標柱二号から二八二度一六分五一秒　六・九四四メートルの地点　三号

標柱三号から二七〇度五六分五四秒　三・六二五メートルの地点　四号

標柱四号から二五六度一三分七秒　五・八九〇メートルの地点　五号

標柱五号から二六〇度二八分〇秒　一二・六一九メートルの地点　六号

標柱六号から二五八度五五分二一秒　五・一二七メートルの地点　七号

標柱七号から二五三度二九分五四秒　一一・一九二メートルの地点　八号

標柱八号から二一〇度三五分一一秒　〇・六二五メートルの地点　九号

標柱九号から三〇〇度二二分二四秒　三八・三七四メートルの地点　十号

標柱十号から六三度四分五一秒　一・四四七メートルの地点　十一号

標柱十一号から六三度五分五一秒　一九・五一七メートルの地点　十二号

標柱十二号から六一度六分一三秒　一・二三一メートルの地点　十三号

標柱十三号から五七度一三分二一秒　八・八八一メートルの地点　十四号

標柱十四号から一九度四七分四四秒　七・三一一メートルの地点　十五号

標柱十五号から三二六度五三分一六秒　十六号

六・一六二メートルの地点

標柱十六号から三四六度四九分五八秒　十七号

一五・四三一メートルの地点

標柱十七号から一〇度四分一六秒　十八号

二・六七六メートルの地点

標柱十八号から三四五度二五分二七秒　十九号

九・三二二メートルの地点

標柱十九号から三一〇度四七分九秒　二十号

八・七一八メートルの地点

標柱二十号から二九七度五二分二七秒　二十一号

一〇・三五四メートルの地点

標柱二十一号から二九七度五二分五四秒　二十二号

五・五四七メートルの地点

標柱二十二号から九二度一一分四六秒　二十三号

三七・八四〇メートルの地点

標柱二十三号から一二八度二分二八秒　二十四号

二・六三二メートルの地点

標柱二十四号から三〇度一分三三秒　二十五号

三・〇六〇メートルの地点

標柱二十五号から一六一度一二分二二秒　二十六号

〇・九五九メートルの地点

標柱二十六号から一六六度六分一四秒　二十七号

三・一七三メートルの地点

標柱二十七号から一五九度四〇分四六秒　二十八号

三三・二〇五メートルの地点

標柱二十八号から一六四度二八分二一秒　二十九号

一三・九四一メートルの地点

標柱二十九号から一八四度五五分一五秒　三十号

五・五三七メートルの地点

標柱三十号から一五三度四六分一八秒　三十一号

四・四八九メートルの地点

標柱三十一号から一四四度五四分四〇秒　三十二号

六・一〇一メートルの地点

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南原川支川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字辰ヶ鼻三七〇番地内四等三角点辰ヶ鼻を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成二十六年国土交通省告示第四百八十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域